

# 舵を切る 安全保障

平和・安全保障研究所理事長 西原 正氏 へ上



にしはら・まさし 1937年大阪府生まれ。京大法学部教授を経て2000年防大教授を経て2006年防大7代防大校長。06年から平和安保研理事長。近著に「わかる平和安全法制」(朝雲新聞社)。

## より柔軟な解釈で日本は貢献を

我が国の防衛政策の大きな転換点となる安全保障関連法が9月19日成立した。

平和安全法制の成立はアジアの安全保障にとって極めて重要な意味を持つ。日米はより積極的に安全保障に貢献するといっているわけだ。米国など、日本に頼りたい国はうれしく思うだろう。フィリピン、ベトナムをはじめ、東南アジア諸国連合(ASEAN)の国々も、日本が力を付けることに賛成している。10年前

までこんなことは考えられなかった。◇覇気失う米国

日本の軍事力強化を中国は警戒しているようだが、中国の方がよほど拡大している。韓国は、もし自分の国が危うくなった時、米軍も軍事力をけん制に使わなければならない。最近、ハワイの太平洋司令部が習近平国家主席の訪米に合わせて南シナ海に空母

を航行させようと提案したが、オバマ大統領はそれを却下した。米空母は台湾海峡にも滅多に行かなくな

っている。世界からみると、いんじゃないかということになる。

立危機事態でないから戦いませぬ、集団的自衛権は行使できません。だから後方支援でやります」ということになる。そんなことが国際的に通じるのかと思う。後方支援では補給などを

行っのらうが、「米国は法律は最悪事態に日本が

何をするかを決めており、自衛隊は法に基づいた準備をし、訓練しないといけない。ホルムズ海峡で機雷を除去するには何と何をするか。不審船に関しても、船舶検査では地理的概念が撤回されたので、どこかの海であれ海上自衛隊は不審船を停止し、場合によっては船長の同意がなくても船内検査ができるようになった。

◇時とともに  
安保法制自身が非常に複雑な法律で国民に理解してもらおうのは大変難しい。だから誰かが「あれは危ない、戦争法案だ」といえば、皆、たれているというのは度外視し、考慮に入れない。ただ、安保条約がそうだったように、この法制も時と

に合せて南シナ海に空母航行させようと提案したが、オバマ大統領はそれを却下した。米空母は台湾海峡にも滅多に行かなくな

っている。世界からみると、いんじゃないかということになる。

立危機事態でないから戦いませぬ、集団的自衛権は行使できません。だから後方支援でやります」ということになる。そんなことが国際的に通じるのかと思う。後方支援では補給などを

行っのらうが、「米国は法律は最悪事態に日本が

何をするかを決めており、自衛隊は法に基づいた準備をし、訓練しないといけない。ホルムズ海峡で機雷を除去するには何と何をするか。不審船に関しても、船舶検査では地理的概念が撤回されたので、どこかの海であれ海上自衛隊は不審船を停止し、場合によっては船長の同意がなくても船内検査ができるようになった。

◇時とともに  
安保法制自身が非常に複雑な法律で国民に理解してもらおうのは大変難しい。だから誰かが「あれは危ない、戦争法案だ」といえば、皆、たれているというのは度外視し、考慮に入れない。ただ、安保条約がそうだったように、この法制も時と

に合せて南シナ海に空母航行させようと提案したが、オバマ大統領はそれを却下した。米空母は台湾海峡にも滅多に行かなくな

っている。世界からみると、いんじゃないかということになる。

(小山哲哉編集局長)